

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和6年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	240,980	240,980	221,330
5月	240,980	240,980	221,330
6月	292,420	233,850	214,200
7月	292,420	233,850	214,200
8月	289,610	231,040	211,390
9月	289,610	231,040	211,390
10月	289,610	231,040	211,390
11月	289,610	231,040	211,390
12月	289,610	231,040	211,390
1月	289,610	231,040	211,390
2月	289,610	231,040	211,390
3月	298,480	239,910	220,260

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	223,030	218,460	128,760	124,190	74,410	69,840	55,910	51,340
5月	223,030	218,460	128,760	124,190	74,410	69,840	55,910	51,340
6月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
7月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
8月	223,080	218,510	128,810	124,240	74,460	69,890	55,960	51,390
9月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
10月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
11月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
12月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
1月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
2月	223,060	218,490	128,790	124,220	74,440	69,870	55,940	51,370
3月	235,810	231,240	141,540	136,970	87,190	82,620	68,690	64,120

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途240×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,800を追加。